

会社統合に伴うコミュニケーション・ルールの一部改正に伴う確認事項

1 支部交渉委員

3月中に三六協定の締結を行う必要があることから、会社側委員については、支部内の単独マネジメントグループ局（名称は予定）の郵便局管理者の役職指定とし、3月11日（月）までに指名通知を行う。

2 職場労使委員（単独マネジメントグループ局に限る）

上記同様、3月中に「平成25年度経営計画（自局）」に関する意見交換を行う必要があることから、会社側委員については、各郵便局の管理者の中から支社において委員を指定。組合側委員については、当該支部において指名し、3月11日（月）までに労使双方で指名通知を行う。

なお、集配センター併設局（新井、越後吉田、巻、大野町、村松、松浜、田中、軽井沢、箕輪）及び亀田局の組合側委員については、旧郵便局会社社員の組合員の中から委員の指名を受けることとする。

3 部会労使委員

3月中は現体制メンバーとする。

4 その他

各委員については、4月の定期人事異動後、改めて指名替えを行う。

苦情処理委員についても、4月の定期人事異動後に指名替えを行う。